

家庭や地域社会との連携による取組」が重要なポイントとなります。

2 市町村教育委員会の指導に基づく学校評価について

学校評価については、これまで、教育事務所の学校訪問時を中心に指導してきたところではありますが、各学校における取組が適切に行われるようになってきたことから、平成22年度以降については、法令の趣旨に基づき、市町村教育委員会の指導により実施いただくようお願いいたします。

各学校においては、市町村教育委員会の指導の下、学校評価をより充実させることによって、学校運営の改善に努めるとともに、保護者や地域の人々との共通理解と連携・協力による学校づくりを継続していただきたいと考えております。その際、地域・学校の課題に基づいて評価項目を絞り込み、評価結果を活用した改善や目標の達成に向け、全教職員が一体となって活動を展開することが重要です。

なお、市町村教育委員会は、学校評価が円滑に行われるよう、各学校を指導するとともに、評価項目等について管内各学校と共通理解を図り、報告された学校評価の結果を活用し、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図っていただくようお願いいたします。

3 全校体制で取り組む学力の向上について

県では、学力向上を本年度の最重要課題ととらえており、市町村教育委員会、各学校は、これまで以上に児童生徒の実態に応じた、きめ細かな学力向上対策を講じていただくようお願いいたします。

本県の実態としては、過去3回の全国学力・学習状況調査の結果から、学習内容の定着や学習習慣の確立などに地域間・学校

間の差が広がってきていることが明らかになってきております。県では、本年度より、新規事業「学力向上推進システム活用事業」を立ち上げることにいたしました。県立教育センター内に「学力向上推進チーム」を設置し、単元診断テストを作成し、インターネットを利用して県内各学校に配信することを予定しております。なお、この配信システムの本格稼働は、9月を予定しております。詳しい説明につきましては、6月の学力向上推進フォーラム等において行うこととしております。市町村教育委員会におかれましては、積極的な参加についてご指導いただきますようお願いいたします。

今後も、各学校が授業改善に向け、リフレット「分かる授業づくり」を有効に活用し、全校体制で様々な改善に取り組み、授業の質の向上に努められるよう、市町村教育委員会が指導体制の充実を図り、更なる学力向上にご尽力いただくようお願いいたします。

なお、4回目となる全国学力・学習状況調査が抽出と希望利用方式により実施されました。市町村毎の対応は異なっておりますが、県といたしましては、引き続き、調査結果と調査問題の活用が図られるよう、分析を継続いたしますので、管内各学校に対するご指導とご協力をお願いいたします。

4 新学習指導要領への対応について

今回の新学習指導要領は、第一に、教育基本法の改正等で明確となった教育の理念「生きる力」を育成すること、第二に、基礎的・基本的な知識や技能の習得や、思考力、判断力、表現力などの育成のバランスを重視すること、第三に、豊かな心と健やかな体をはぐくむため、道徳教育や体育を充実すること、の三つの基本的な考え方に基づいて改訂がなされました。

また、高等学校の学習指導要領が示されるとともに、幼稚園では平成21年度から新

教育要領が全面実施となるなど、幼稚園から高等学校まですべての校園種で、新しい教育の方向性が示されたこととなります。

小・中学校では、可能なものはできる限り早期に実施するという方針の下、既に算数・数学、理科について、指導内容を追加し、移行期間において新課程の授業時数による授業が実施されています。

各学校では、新学習指導要領の理念や内容の理解を確実なものにし、その趣旨を生かした教育課程を編成・実施することが求められています。市町村教育委員会におきましては、校内研修や授業研究を通して「教え、考えさせる授業」「習得・活用・探究」「言語活動の充実」等の視点から、自校の実態に即した指導計画を作成・改善できるよう、その実現に向け、必要な指導・助言を行っていただきたいと思ひます。また、移行期間において新学習指導要領への対応として、理科の観察・実験等の充実に図るための設備など、教育環境として求められる施設設備や、新しい指導内容に即した教材教具について計画的に条件整備を進めていただきたいと思ひます。

県といたしましても、これらの円滑な実施に向けた教員研修などを充実してまいりたいと考えております。

5 中越沖地震・中越大震災における心のケアについて

中越沖地震・中越大震災発生からこの間、被災された市町村におかれましては全精力を傾注し、復興にご尽力されておりますことに心から敬意を表します。

県教育委員会では、平成16年の中越大震災に加えて平成19年の中越沖地震で被災した市町村を対象に、カウンセラーを派遣しており、平成21年度の1年間で小中学校合わせて延べ277校、627人の児童生徒の心のケアを実施しました。

現時点まで、外傷後ストレス障害と診断

された児童生徒の報告は受けておりません。また、各学校からは、平常の教育活動が実施されているとの報告を受けております。

しかし、少数ながら、音に過敏に反応したり、暗さに対する恐怖を感じたりする児童生徒がいることや、生活環境の変化や不安など二次的、三次的な被害も心配されることから、心のケアを継続的に実施したいと考えております。

今年度も引き続き、中越沖地震・中越大震災で被災した学校の要請に応じて計画的にカウンセラーを派遣するとともに、教育復興加配教員を95人配置したところです。

市町村教育委員会におかれましては、管内の学校が、派遣されるカウンセラーや加配教員を有効に活用し、家庭との連携を図り、児童生徒の心のケアを行えるように、適切な支援をお願いいたします。

6 キャリア教育の推進について

子どもたちが育つ社会環境の変化に加え、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等は、子どもたち自らの将来のとりえ方にも大きな変化をもたらしています。このような社会の中で、子どもたちが社会的自立・職業的自立に向けて必要な意欲・態度を育てるためには、各発達段階における課題を明確にし、年齢や価値観の異なる多様で幅広い他者との交流や様々な直接体験に取り組むことが大切です。

その際、次の4点に配慮していただくようお願いいたします。まず、1点目は、地域での人・社会・自然・文化等とのかかわりを生かした講話や職場見学、職場体験活動など学校・地域・社会をつなぐ活動を進めること。2点目は、自己の特性を知り、自己肯定感を高めるとともに、自らの課題に気付き、日常生活につなげていけるような事前・事後活動の内容の工夫と時間の保証をすること。3点目は、幅広い他者からの評価を生かし、自己の成長を見つめ直すこ

とができる評価を工夫すること。最後4点目は職場見学や職場体験を支える組織を設置することです。

すでに各学校では、意図的に、計画的に教育活動が行われています。子ども一人一人が、将来自立した社会人となるために、施している教育活動について、それぞれの活動がもつ意味を確認し、キャリア教育の視点から見直していくことが求められています。

7 特別支援教育の充実について

(1) 特別支援教育推進室の設置

特別支援教育に係る様々な課題に対応するため、今までの「特別支援教育係」の業務を拡大し、義務教育課内に「特別支援教育推進室」を設置いたします。この「特別支援教育推進室」において、特別支援教育に関する相談・支援体制を強化したり、高等部を中心にした特別支援学校の教育環境の整備等を図ったりするなどして、県の特別支援教育の一層の推進を図ることといたしました。

(2) 特別支援教育に係る相談支援体制の充実

① 発達障害等総合サポート事業（新規事業）

特別支援教育に関する相談・支援体制の強化の具体策の一つとして、特別支援教育嘱託指導員を配置し、指導主事等と共にサポートチームを編成して、発達障害等の障害に起因する緊急的・継続的な課題について、市町村教育委員会、学校及び保護者等を支援する「発達障害等総合サポート事業」を実施することといたしました。この事業は、現在実施している生徒指導の「総合支援チーム」とは別の新規事業として実施いたします。

② 定期ケース会議

特別支援教育に関する相談・支援について、困難事例等に関して専門の小児科

医師、大学教授、臨床心理士等からの助言を受け、より適切な支援方法を検討する「定期ケース会議」を年8回程度開催することにしております。このことにより、「発達障害等総合サポート事業」が一層効果的に展開されることを期待しております。

(3) 特別支援学校高等部の整備

① 整備の基本方針

特別支援学校の高等部の整備につきましては、高等部を希望する生徒が依然増加傾向にあることから、「地域の子どもは地域で学び育てること」及び「高等部教育の希望者全員を受け入れること」を基本方針として、全県的視野から計画的に整備を推進することとしております。

② 特別支援学校の開設準備

高等部を希望する生徒が、既存の学校での受入規模を超える見込の高田学区については、平成23年度に上越市吉川区に高等特別支援学校を開設するための準備を今年度より開始します。

(4) 特別支援教育支援員に係る地方財政措置の拡大

特別支援教育における介助員配置の地方財政措置の活用についてであります。国では、平成19年度から特別支援教育支援員配置の目的で、小・中学校等に在籍する発達障害児等の介助や支援を行う特別支援教育支援員の計画的な配置が可能となるよう、地方財政措置を行っております。今年度は、全国のすべての小・中学校数を上回る数の34,000人相当、約408億円に拡大されました。幼稚園については、昨年同様、園数の7割に相当する数3,800人相当、約27億円の財政措置が行われております。市町村教育委員会におかれましては、この介助員配置の地方財政措置を十分活用して、特別支援教育の更なる充実を図っていただくようお願いいたします。

(5) 発達障害児等への支援体制の整備・充実

平成20年度から開始された「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」は、今年度「特別支援教育総合推進事業」と改称されました。若干規模は縮小されておりますが、事業内容は昨年度とほぼ同様でありますので、今年度も特別支援学校がセンター的機能を発揮し、巡回教育相談の実施や特別支援教育に関する研修会の開催等に取り組むなどの事業を展開してまいりたいと考えております。

(6) 個々の教育的ニーズに応じた支援

特別支援教育の対象となる児童生徒は、その障害が重度・重複化、多様化しており、医療的ケアの必要な児童生徒とともに発達障害児も増加していることから、保護者及び関係機関等と連携し、対象児童生徒一人一人の「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、共通認識の下、全校体制での個々の教育的ニーズに応じた支援を推進していただきたいと思っております。

8 人権教育、同和教育の推進について

県教育委員会では「同和教育を中核とした人権教育の推進」に取り組んできたところでありますが、残念ながら、人権感覚が十分に育っていないことに起因する差別事象が発生している現状があります。こうした差別事象を生まないためには、何よりも教職員が確かな認識と豊かな人権感覚を身に付けて、学校経営及び学習指導や人権教育、同和教育に取り組むことが大切です。

そのため、今年度は、学校教育の重点の人権教育、同和教育の努力事項において、「同和教育を中核にした人権教育の推進」という文言を明確に打ち出すとともに、授業等の改善、環境づくり、研修の充実の3点からの取組を示しました。

市町村教育委員会におかれましては、人権教育、同和教育の年間指導計画の作成と

改善、副読本「生きる」シリーズを活用した授業実践の積み重ねとその内容の充実、認め合い支え合う人間関係を基本とした学校・学級づくり、教職員の人権感覚を高める年2回以上の校内研修の確実な実施や、教職員の研修履歴に基づいた研修機会の設定、さらには悩みを抱える児童生徒に寄り添い丁寧に指導に当たる日々の人権教育の着実な実践などについて、各学校への指導をお願いいたします。

なお、県が平成16年に策定した「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」には、「北朝鮮による拉致被害者」、「新潟水俣病被害者」が本県特有の人権課題として示されており、取組を強化することとしています。児童生徒の実態に応じ、教科書の記述に基づき、適切な指導がなされるよう、お願いいたします。また、子どもの人権にかかわり、児童虐待の防止についても喫緊の課題であると考えます。早期発見と早期対応、関係機関との連携について、各学校への指導をお願いいたします。

また、新潟水俣病問題につきましては、福島潟にあります「県立環境と人間のふれあい館」がリニューアルされ、充実いたしました。積極的に活用し、児童生徒の知的理解と感性を高めるよう各学校を指導願います。

9 深めよう 絆 県民運動について

市町村教育委員会におかれましては、平成19年度から3年間、いじめ根絶にいがた県民会議の取組に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。3年間の県民運動において学校・家庭・地域が連携して運動を推進する中で、各学校の取組の充実により、児童生徒のいじめ根絶に対する意識が向上し、結果としていじめの認知件数が減少する等の成果を得ることができました。

また、平成21年度の「絆」をテーマとした県民運動では、各学校の特色を生かしな

がら、学校・家庭・地域の中で絆を深める活動が推進される中で、児童生徒の社会性が育成され、いじめや不登校等の問題行動の未然防止につなげることができました。絆づくりを基盤にした小学校段階からの社会性の育成は、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の解決に向けた重要なポイントとなっております。

これらの成果を踏まえ、平成22年度よりこれまでの運動を拡充・発展させて「深めよう絆 県民運動」を新たに展開することといたしました。

「深めよう絆 県民運動」においては、いじめをはじめ、不登校や暴力行為等の問題行動の解消と未然防止を目的に、学校・家庭・地域の中で絆を深める活動と、児童生徒の社会性の育成に重点を置いて、取組を推進したいと考えております。

1つ目の重点「学校・家庭・地域の中で絆を深める活動」についてですが、上越・中越・下越・佐渡の4地区で「心つながる地区の集い」を開催いたします。この集いでは、各学校の取組発表や意見交換等による他校との交流や異年齢交流を通して、児童生徒、保護者、地域住民の絆づくりに対する意識や行動への意欲を高めることをねらいとしています。また、各学校においては、「深めよう絆 強調月間」を設定し、各学校の特色を生かしながら、仲間・家族・地域との絆を深める活動を推進していきます。

2つ目の重点「児童生徒の社会性の育成」についてですが、各学校で社会性育成に向けた取組が効果的に行われるよう、社会性育成教員リーダー研修を県内12地区を会場に年間2回、市町村教育委員会と県教育委員会の共催で実施いたします。この研修に参加した教員は、研修会の成果を基に、各学校のリーダーとなって自校の児童生徒の社会性の育成を図ります。また、公募により決定した重点中学校区7地区において、重点中学校区社会性育成パイロット事業を

新規に行います。この事業では、小・中学校が連携して、地域全体で取組を進めていきます。この取組によって得られた有効な手だてを全県に普及していきたいと考えております。

次に、市町村や学校への支援体制についてですが、総合支援チームやスクールソーシャルワーカーの派遣をはじめ、これまでのいじめ根絶県民運動と同様に進めてまいります。

なお、今年度中越地区のスクールソーシャルワーカーを1人増員し、県全体では、上越地区1人、中越地区2人、下越地区1人の配置となっておりますので、有効なご活用をお願いいたします。

最後に、この「深めよう絆 県民運動」の推進体制ですが、いじめ根絶にいがた県民会議の組織をそのまま生かして推進していきますので、現在使用しているいじめ根絶の横断幕は、今後も、ぜひ、ご活用願います。また、協賛の企業・団体等サポーターを募り、新聞キャンペーン等の広報活動を充実していく予定です。これらの取組を通して、社会全体で児童生徒をしっかりと見守り、育てていこうという意識を高めていきたいと考えております。

10 豊かな心の育成と体験活動の充実、いじめ・不登校、暴力行為等の生徒指導上の諸問題への対応について

現在、少子化や核家族化の進行、都市化、情報化の進展など、子どもたちを取り巻く社会状況が大きく変化している中で、人間関係の希薄化、実体験の不足、物事に対する価値観の多様化や個人主義が進み、自己中心的な生き方になりがちな傾向にあり、児童生徒に倫理観や規範意識が育ちにくくなっています。

こうした児童生徒の心をめぐる問題に対処していくためには、様々な観点から教育活動や学校運営の改善を図っていくことが重要であると考えておりますが、特に次の点

に留意した取組をお願いいたします。

(1) 豊かな心の育成

まず、児童生徒の倫理観や規範意識、生命尊重の心をはぐくむために、豊かな体験活動と関連させた道徳教育や、地域ぐるみの「心の教育」を推進することです。特に、自然や生き物、人や社会とかかわる体験活動を道徳教育の観点からとらえ直し、体験活動と「道徳の時間」とを関連付け、倫理観や規範意識、命の大切さを、児童生徒が実感をもって学ぶことができるよう、学校を指導していただきたいと思います。

また、倫理観や規範意識などは学校だけでなく、子どもを取り巻くすべての環境で醸成されることから、これまで以上に、学校、家庭、地域が一体となった心の教育の推進をお願いいたします。

(2) 体験活動の充実

現在、本県においても、多くの小・中学校が体験活動を取り入れた修学旅行や集団宿泊活動、ボランティア活動などに取り組んでおりますが、こうした体験活動を一層充実させ、自然に感動する心や他者への思いやりの気持ちを育てていくことが重要です。

本県には他県に誇る自然や文化、歴史などがありますので、これらを学びの機会や場として設定し、児童生徒に本県ならではの体験をさせたいものと考えております。

一例を挙げれば、佐渡では、豊かな自然や歴史に触れるなど、多様な活動ができますし、特色ある文化や芸能にかかわる体験活動を実施することもできます。また、スキーは、本県ならではの自然を生かした体力づくりができ、雪国のよさを実感できる体験活動です。さらに、魚沼から行く尾瀬の活用など、郷土のよさを実感し、郷土を愛する心をはぐくむという観点からも、本県が誇る自然や文化、歴史に触れさせる体験活動を積極的に推進するよう、各学校への働きかけをお願いいたします。

(3) いじめ・不登校の未然防止と適切な対応

いじめ根絶は喫緊の課題です。また、不登校児童生徒は義務教育段階で2,300人余りおり、平成21年度末の集計において、前年度より増加するのではないかと危惧しております。こうした状況も踏まえ、いじめ・不登校の未然防止のために、次の3点から取組が推進されるようお願いいたします。

①「いじめ防止学習プログラム」と「中1ギャップ解消プログラム」を柱にしたいじめ・不登校の未然防止、早期発見・早期対応

いじめ・不登校については、何よりも未然防止、早期発見、早期対応が重要であることから、きめ細かな実態把握と確実な指導・支援に努めるよう各学校を指導願います。

また、いじめ・不登校の未然防止に向けて、各学校には「いじめ防止学習プログラム」と「中1ギャップ解消プログラム」の自校プランを小中連携の視点で見直し、着実な実践と指導しております。

なお、「深めよう 絆 県民運動」の重点である「児童生徒の社会性の育成」の視点で取組が推進されるよう各学校を指導願います。

②加配教員配置による校内指導体制の充実

本年度の生徒指導に係る加配については、従来の業務内容等を見直し、いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止及び解消を目的とし、配置を希望する学校からあらかじめ「配置希望計画書」を提出していただき、配置効果が十分期待できそうな学校に加配教員を配置しました。

配置人数については、中学校問題行動解消加配教員を19校に、中学校いじめ防止加配教員を12校に、中学校不登校対応加配教員を42校に、小学校生徒指導加配教員を7校に、小中連携社会性育成推進加配教員を16校に配置し、児童生徒支援

加配教員と合わせて合計119人となり、財政が厳しい中で、前年度より3人増員して配置しました。配置効果が十分期待できると判断した学校への配置ですので、配置されている加配教員の目的を十分ご理解いただき、具体的な成果を上げることができるよう指導願います。

③校内相談指導体制の充実

本年度は、中学校12校にハートフル相談員を、それ以外の全中学校にスクールカウンセラーを配置しました。また、小学校には、学校の要請に応じてカウンセラーを派遣する体制を整備しましたので、各学校に配置・派遣の趣旨を徹底していただくとともに、有効に活用できるよう指導願います。

なお、これまでスクールカウンセラーを複数年配置した学校では、不登校生徒や生徒指導上の諸問題が減少するなどの効果が表れていますので、活用状況と配置効果について確実に把握していただき、十分効果が表れていない学校については、指導を強化していただくようお願いいたします。

(4) 非行、暴力行為等の解消に向けた取組

平成20年度生徒指導上の諸問題の調査によりますと、暴力行為の発生件数は小・中学校合わせて985件で前年を139件上回り、3年連続で増加しました。小・中学校ではいわゆる「キレた状態」になり、暴力を振るう事例が多く報告され、また、生徒の逮捕事案も発生しております。特に中学校では、特定の学校の特定の生徒により暴力行為が繰り返され、また、それらの行為が粗暴化・広域化して、予断を許さない状況であると受け止めています。このような背景には、児童生徒自身の心の問題、家庭の在り方、社会の状況など、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられ、問題の解決に当たって、学校だけの対応では難しく、

関係機関との連携を図った取組が求められています。また、小学校段階から規範意識を育てることを重視するとともに、各学校が「チェックリスト」による点検を計画的に実施し、常に取組の見直しと改善を図り、一人一人の児童生徒の心に寄り添う指導体制を確立するなど、管内の各学校に対し必要な指導・支援を継続して行っていただきますようお願いいたします。

(5) 携帯電話等を介した問題行動の未然防止

携帯電話等を介した問題行動の未然防止については、特に取組の強化をお願いいたします。昨年度の事故報告によりますと、メールのやり取りやネット上への書き込みから深刻ないじめへと発展した事例や、「出会い系サイト」をはじめ一般のサイトからもアクセスし性被害、性の逸脱行動に発展した事例が見られました。また、ネット上で交友関係を広げ、面識のない人を頼って家出する「遊び型家出」等の増加やネット上での結びつきを強めた非行行動が学校・市町村をまたいで広域化するなど、個々の学校や市町村教育委員会だけでは対応が難しいという事例も出てきております。当該教育委員会では、最悪のことも想定し、昼夜を問わず対応していただきましたことに感謝申し上げます。

このように携帯電話を介した事案が年々増加していますので、児童生徒、保護者等に携帯電話等の利便性に潜む危険性について十分周知するとともに、携帯電話の所持について論議を深めることも重要なことと考えております。

なお、ネットいじめ防止・解消推進員をこれまで各教育事務所に1名ずつ配置しておりましたが、平成22年度は、中越教育事務所は2名体制といたしました。ネット上のパトロールや、保護者や教職員向けの講習会を行い、情報モラル教育への支援に努めておりますので、有効に活用していた

だきますようお願いいたします。

11 高校改革について

高校改革については、これまで、社会や時代の高校教育に対するニーズを踏まえ、生徒の多様化や少子化にも対応するため、新しい学校・学科の設置、高校再編整備、入試改善、通学区域廃止など様々な高校改革を推進してまいりました。

とりわけ、高校再編整備については、平成14年12月に平成25年までの高校再編整備の内容を盛り込んだ中長期高校再編整備計画を公表するとともに、毎年、向こう3年間の年次計画案を公表し、着実に進めてまいりました。

この結果、平成21年度の高校等進学率は99.1%とここ数年全国トップクラスとなり、平成22年3月の「高等学校生活等についての意識調査」では、高校生活に「満足している」と「どちらかといえば満足している」全日制1年生の割合（いわゆる満足度）が70.2%と平成14年3月に比べて11.5ポイント上昇し、入学した学校は「入りたい学校」であったと答えた割合は62.4%と平成14年3月に比べて4.4ポイント上昇しました。また、平成21年春の大学等進学率も49.0%と平成14年春に比べて11.9ポイント上昇するなど、大きな成果を上げております。

この年次計画案であります。平成19年度から2年間は、通学区域廃止後の入学状況等を検証する必要があったことから、年次計画案は公表してきませんでした。しかし、通学区域廃止後の入学状況等に大きな変化がなく、落ち着いてきたことや、平成23年春の中学校卒業生徒数に大幅な減少が見込まれ、その後も減少傾向が続き、今後の高校のあり方に県民の関心が高いことなどから、年次計画案を示す必要があると考え、平成22年2月県議会で公表したところでもあります。

一方、高等学校にも多様な生徒が入学している現状があり、不登校生徒や集団生活になじめない生徒に対応するため、病院等の外部の関係機関とも連携しながら対応している実態があります。

また、平成14年に実施された文科省調査によると、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合が6.3%に達しているという結果を踏まえ、全県の公立高等学校において校内委員会等の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など校内体制の整備を進めてきたところであります。

現在、すべての高等学校及び中高一貫教育校は、生徒・児童から選ばれる学校づくりに向けて、これまで以上に自校の魅力や特色を鮮明にすることが求められております。そこで、昨年度より各学校の特色化を推進すべく、すべての県立高等学校と県立中高一貫教育校に特色ある取組計画の提出を指示し、その中からパイロット的な役割を担う学校12校を指定し、その取組を支援するというオンリーワンスクール推進事業を実施しております。このオンリーワンスクール推進事業で指定された学校の取組等については、新聞等で広く紹介されているところではありますが、これらの取組の成果については、今後、全県の特色ある学校づくりに生かしていきたいと考えております。

今後とも、高校改革の必要性や理念、整備の具体的な方向等について理解いただき、所管の小・中学校関係者や保護者、地域の皆様にも周知していただきたいと考えております。

12 「子ども読書活動の推進」について

平成22年は国民読書年です。読書により、子どもたちは、言葉を学び、表現力や創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくことができます。県では、平成21年に策定した「第二次新潟県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地

域・学校等が連携して、社会全体で子どもが読書に親しむ環境づくり活動を進めることとしております。

県では、新しく学校生活を始める1年生が、楽しく豊かな読書活動をスタートできるよう、学校の行事や授業に対応した約500冊の本を選定して、「新潟県子どもの本のリスト」を作成し、今年3月に県内すべての小学校、特別支援学校、図書館等に配布いたしました。

市町村教育委員会におかれましては、所管の学校に対して「新潟県子どもの本のリスト」を活用して、読書指導の充実と読書習慣の確立に取り組まれるよう働きかけをお願いいたします。また、読書活動の重要性を踏まえ、各市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定を始めとして、地域社会全体で子どもの読書活動を推進する取組の充実を図っていただきますようお願いいたします。

13 「社会全体で子どもをはぐくむ運動」について

「社会全体で子どもをはぐくむ運動」では、「地域の子どもたちは地域で育てる」という意識の醸成や、子育てや家庭教育を地域が一体となって支えていく仕組みづくりなどに取り組んでおります。

今年度は、この仕組みづくりの一環として取り組んでいる「放課後子ども教室推進事業」と「学校支援地域本部事業」について、昨年度に引き続いて、実施箇所数の拡大など、事業の充実を図ることとしております。また、これに加えて、今年度新たに「家庭教育支援民間提案型協働事業」を創設し、民間の創意工夫や人材を生かした家庭教育支援の取組を、行政と民間の協働事業として、進めていくこととしております。

近年、子どもを取り巻く環境が急速に変化する中で、特に、家庭や地域の子育て機能と教育力の向上が喫緊の課題となってき

ております。こうした課題を解決するためには、学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもの教育に取り組むことが強く求められております。市町村教育委員会におかれましては、地域の教育力を活かした家庭教育への支援、青少年の健全育成について、より一層積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

14 児童生徒の体力向上・食育・歯科保健の推進について

(1) 体力向上の取組

平成21年度の全国体力・運動能力・生活習慣等調査結果の体力合計点では、小学校5年生の男子が3位、女子が4位、中学校2年生男子が5位、女子が8位と、前年度に続き全国的に高い水準となりました。

この結果は、平成16年度から各学校に依頼している健康増進・体力向上に係る「1学校1取組」運動について、各学校が体力の重要性を認識し、児童生徒の実態を踏まえた継続的な取組を実施した成果であると受け止めております。

しかしながら、平成15年度より、県内の全校種で実施しております体力テストの結果では、多くの項目で全国平均値を上回っているものの、これまでのような大きな伸びが見られず停滞傾向にあります。

県教育委員会では、体力テストにおいて、すべての学年・項目が全国平均値を上回ることを目標とし、本年度も引き続き、体力テストと「1学校1取組」運動を実施することとしております。

(2) 食育の推進

食育につきましては、小・中学校の新学習指導要領の総則に明示されていますので、先行実施となります。各学校では、全教職員の共通理解の下、学校の教育活動全体を通じた食育の推進をお願いします。また、食育は、家庭や地域と連携した取組が大切です。健康三原則、すなわち調和のとれた

食事・適切な運動・十分な休養・睡眠の実態を踏まえ、生活習慣の改善と関連させた取組をお願いします。

なお、食育に係る指導体制の強化として、今年度は、新潟市と併せて、栄養教諭を各学校に35名新たに配置し、現在、全体で103名となっております。新たに配置された学校では、昨年度の栄養教諭配置校の実践などを参考にしながら取組を進め、地域のモデル校として食育の推進役を担っていただくようご指導をお願いします。

また、食中毒など、事故を未然に防止するためには、学校給食法の学校給食衛生管理基準や国からの関係するマニュアル等を理解し遵守することが大切であります。関係職員の意思疎通や共通理解を図りながら、適切な給食管理の徹底に努めるようお願いいたします。

(3) 歯科保健の推進

平成20年の本県の12歳児一人平均むし歯数が9年連続で全国一少ないことは、周知のとおりですが、平成20年7月に、全国に先駆けて「新潟県歯科保健推進条例」が制定されたところです。

歯や口の健康が肥満予防や糖尿病予防、がん予防など生涯にわたる健康づくりに深く関係していることから、学校においてフッ化物応用によるむし歯予防及び学童期に増加する歯肉炎対策を支柱とした総合的な歯科保健対策の一層の推進をお願いします。

なお、むし歯予防対策としてのフッ化物洗口について、各市町村の保健衛生担当課や県地域振興局健康福祉（環境）部、歯科医師会等関係機関等との連携・協力を図るとともに、資料の活用やフッ化物洗口講演会の開催等により、保護者や学校関係者等に対し十分に情報を提供し、理解を得て進めるようお願いいたします。

15 スキー学習の実施について

冬季のスポーツとしてスキーを実施することは、健康増進・体力向上及び新潟県の地域特性を生かす観点から、大変重要なことと認識しております。県教育委員会では、スキー体験のない小学校を対象に、スキー場を利用してスキーを体験してもらう「新潟っ子スキー体験拡大パイロット事業」を実施していますので、各市町村においても、この事業を活用していただき、自然に親しむ資質を養うことのできるスキー学習を今まで以上に積極的に推進願います。

16 児童生徒の安全確保と防災教育について

児童生徒が、安心して学校の中で学ぶことができ、安全に登下校できる環境を整えることは、学校教育を行っていく上で最も基本的、かつ重要な要素の一つです。

事件・事故、災害は、日常生活のあらゆる場面で起こる可能性があります。児童生徒が自他の生命を尊重することを基盤に、「自らの安全を確保して行動できるようにすること」、「学校の内外において安全な環境を整えること」が重要となっています。市町村教育委員会におかれましては、「事件・事故、災害は、いつ・どこで発生するか分からない」という危機感をもって、継続的に取組を進めるよう学校を指導するとともに、取組状況の確実な把握をお願いいたします。

(1) 不審者侵入への対応

児童生徒が、安心して学校で学ぶことができ、安全に登下校できる環境を整えることは、学校教育を行っていく上で最も基本的かつ重要な要素の一つであります。

各学校においては、市町村教育委員会の指導の下、不審者侵入等に備えた危機管理マニュアルを作成するなど、児童生徒の安全確保のための対策を講じているものと認識しておりますが、この機会に改めてお願いしたい

ことが3点あります。

1点目は、危機管理マニュアルを各学校の実情に合わせて常に見直しを行うことです。2点目は、万が一の場合に教職員が的確に対応できるよう、そのマニュアルに対する教職員の理解の徹底を図り、危機管理に対する意識を常に高く保つということです。3点目は、警察をはじめとする関係機関や各種団体、地域の方々と積極的に連携を図り、地域全体として児童生徒の安全を確保する取組を強化するということです。

なお、学校の危機管理につきましては、危機管理マニュアルにより対応しているところですが、昨年度からは、学校保健安全法により、同法を根拠とする「危険等発生時対処要領」により対策を講じることとなったところです。

市町村教育委員会におかれましては、これらの点に留意の上、児童生徒の安全確保・安全管理について、一層の徹底を図るよう各学校への指導をお願いいたします。

(2) 通学路の安全確保

昨年度、県教育委員会に寄せられた不審者情報には、児童等が手を引っ張られて連れ去られそうになったり、人目につかない所に誘い込まれたりする事案がありました。また、女子生徒が後ろからいきなり抱きつかれてわいせつな行為をされたりする被害も数多く報告されています。

こうした中、児童生徒の安全確保のため、県及び関係機関において諸施策が強化されているほか、市町村や学校、地域、職域を単位とした多くの方々によるボランティアパトロールなどの取組が進められています。

市町村教育委員会におかれましては、市町村の防犯・防災担当部局、所轄の警察署、道路管理者、ボランティア、その他の関係団体等へ協力を働きかけるなど、密接に連携し、安全確保の取組が円滑に進められるよう学校のサポートをお願いいたします。

(3) 学校事故の防止

学校管理下における児童生徒の事故については、日本スポーツ振興センターの給付金の対象となったものだけでも、小・中学校合わせて年間15,000件を超える件数で推移しています。小学校では、休憩時間中の事故が最も多く、次いで体育授業中、中学校においては課外活動中が最も多く、次いで体育授業中となっています。

学校事故の防止については、安全管理の徹底や児童生徒への安全教育の充実など、管下学校を指導していただいているところですが、次の3点について改めてお願いいたします。

1点目は、校舎内外の施設・設備の日常的・定期的な安全点検を徹底し、児童生徒の行動によって発生する危険を想定するとともに、児童生徒への実践的な安全教育により児童生徒自らが危険を回避できる能力を身に付けさせることです。2点目は、体育授業時や課外活動時においては、使用施設・器具等の安全確認を徹底するとともに、安全に配慮した活動形態をとることです。

3点目は、事故が発生した場合は管理職への迅速な情報伝達により、児童生徒に対する応急処置など、的確な初期対応に努めることです。

市町村教育委員会におかれましては、これらの点に留意の上、学校事故の防止について一層の徹底を図るよう各学校への指導をお願いいたします。

(4) 交通事故の防止

交通事故については、平成21年中の事故発生件数、負傷者数は、小・中・高校生いずれも減少しています。死亡事故については、小・中学生は0人ですが、高校生は1人の尊い命を失っています。

過去5年間の死亡事故を見ると、小・中学生では88%が自転車乗用中及び自動車同乗中に発生しており、高校生では50%が原付バイク等の二輪車運転中に発生しています。

平成20年の道路交通法の改正を受け、特に自転車乗用時の交通ルールの遵守、自動車同乗時の全座席でのシートベルト着用等を含めた交通安全教育の徹底をお願いします。

(5) 防災教育の推進

二度の震災の被災県として、今後起こりうる災害に対処できるよう、次の3点に留意した防災教育の推進をお願いします。

- ・平成21年2月に県教育委員会が発行した防災教育資料を活用した指導を行うこと。
- ・教科で取り扱う防災に関する内容を全職員で確認し、指導に役立てるなど効果的な指導を行うこと。
- ・地震を想定した避難訓練を実施すること。

なお、県では「防災グリーンツーリズム」を推進し、他県の児童生徒の受け入れや体験プログラムの提供を行ってまいります。受入地域における児童生徒同士の交流の促進など、各学校への指導・助言をお願いいたします。

(6) AEDの整備推進

学校における運動中の事故対応体制の強化や災害時に避難所となる学校施設の機能強化などを目的に、県教育委員会では平成21年度までに全県立学校へのAED(自動体外式除細動器)整備を完了しました。

市町村の教育委員会においても、児童生徒の安全確保の観点から、学校施設へのAED整備に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

(7) 工事実施時の安全性の確保について

耐震工事や修繕工事を実施する場合は、児童生徒・教職員が立ち入らない環境で工事を実施する等の安全対策に留意していただきたい。また、工事に伴い、天井裏等の目視できないところにアスベストが予期せず発見され、急遽除去工事等を実施しなければならないといった事例も多数発生しています。アスベスト対策工事を実施する際

は、平成18年度の佐渡市の事故を教訓に、県環境対策課が策定したマニュアル「アスベスト除去工事等における安全対策チェックシステムの運用について」に準じて、児童生徒・教職員の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

17 教職員のメンタルヘルスの保持について

学校の教職員は、教育を通じて児童生徒の人格の成長に直接関わることとなる、極めて専門性が高く、社会的な観点からも重大な責務を担う職種であります。そのため、職務の遂行にあたっては、児童生徒だけでなくその保護者、同僚や管理職、地域住民等との重層的な対人関係が伴うほか、様々な教育課題への対応や、大きな社会的期待などによる心理的・社会的なストレスの最も多い職業のひとつといわれています。

文部科学省の調査によると、平成20年度の精神性疾患による休職者数は全国で5,400人、本県で132人となっており、メンタル面に不調を来す教職員数は、全国的にはほぼ一貫して増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では県立学校教職員を対象に平成16年度から「メンタルヘルスサポート事業」を立ち上げ、メンタルヘルスに関する教職員研修の実施、専門家による相談体制や職場復帰時の支援体制の整備等に取り組んでいるところであります。また、昨年度からは市町村立学校の1、2年目の教頭を対象に、職員のメンタル不調を早期に把握し対応するための研修会を共済組合の事業として新たに設けるなど、研修の充実を図るとともに、市町村立学校の管理職が専門員に相談できる体制を新たに整備したところです。

教職員のメンタルヘルスを良好に保つことは各教育委員会の重要な責務であるという認識の下、各市町村教育委員会におかれましては、平成18年3月に厚生労働省から示

された「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、教職員が自発的に相談や情報交換を行うことのできる職場環境づくり、メンタルヘルスに関する研修・情報提供の実施等の予防的対策を進めてくださるようお願いいたします。また、各学校の管理職が、日ごろから教職員の心身の状況把握に努め、心の不健康状態に陥った教職員を把握した場合には早期に相談に応じるとともに、相談窓口の活用、医療機関等の受診や必要に応じた職務への配慮及び職場復帰への支援等、各学校で適切な対応が速やかになされるよう、一層のご指導をお願いいたします。

県教育委員会では、公立学校共済組合とも連携しながら各市町村教育委員会へ必要な情報提供等を行ってまいりますので、メンタルヘルス対策への取組に配慮をお願いいたします。

18 学校施設の耐震化について

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、非常災害時においては地域住民の安全を確保する応急避難場所としても大きな役割を果たすことから、耐震化を進め、安全性を確保することは極めて重要であると考えています。このことから、耐震性能を正確に把握できる第二次診断を早期に完了させてください。その上で、耐震性が低く、大規模地震の際に大きな被害を受ける恐れのある構造耐震指標（Is値）0.3未満の建物については平成23年度までに、それ以外の耐震性が低い建物についても平成27年度までには耐震化に取り組まれますようお願いいたします。

19 競技水準向上対策について

昨年のトキめき新潟国体では、男女総合優勝という目標を達成することができました。このことは、強化活動への児童生徒の参加や大会の準備・運営等に多大なご理解

とご協力をいただきました皆様のお陰であると感謝しております。

今後は、県勢に見合った国体男女総合成績10位台に定着する競技力の養成や新潟からオリンピックなどの世界の舞台で活躍できる選手の育成を目指し、トキめき新潟国体に向けた取組と成果の発展により、本県競技スポーツの競技力向上とスポーツの普及・振興を図ることとしております。

また、秋に千葉県で開催されます第65回国民体育大会では、男女総合成績10位前後を目標に、国体（選抜）チームでの強化や全国トップレベルにある競技への重点支援等に取り組むこととしています。

そのため、強化指定を受けた児童生徒の参加や教職員の派遣、本県選手団の市町村スポーツ施設の利用について、特段の配慮をお願いいたします。

20 文化活動の充実について

今年度は、県民の美術鑑賞機会の充実を図るため、県立近代美術館において、「モリス・ユトリロ展」や「ポンペイ展」など5回の企画展を、県立万代島美術館では、「ビアトリクス・ポター展」や「彫刻家・藪内佐斗司展」など、4回の企画展をそれぞれ開催します。

平成20年度から、小・中学生等の児童生徒に本物の芸術にふれる機会を提供し、豊かな情操の涵養を図ることを目的として、義務教育学齢期の児童・生徒の各種観覧料は年間を通して免除することにいたしました。今年度も引き続きたくさんの方のみなさんにおいでいただきたいと思っております。また、高校生の観覧料については、日常の教育課程に基づく教育活動の一環として美術館を利用する場合には免除となりますので、学校への周知についてよろしくご願いたします。

このほかにも、県高等学校文化連盟の活動への助成や、小・中学校等での「ふれあ

い音楽教室巡回事業」、「学校器楽合奏大会」や「県ジュニア美術展覧会」などを実施することで、児童生徒の芸術文化活動を支援します。

国、県指定文化財の保存と活用を図るため、文化財保護助成事業を実施するとともに、「文化財指導者講習会」、「青少年文化財講座」や「埋蔵文化財講座」、「古文書初級解読講座」や「古文書専門学習会」などを開催し、文化財の公開と愛護思想の普及・啓発を推進します。

埋蔵文化財保護については、近年の公共事業の縮減により、県内の発掘調査件数は減少傾向にあります。しかしながら、事業の円滑な実施のためにも、今後とも関係機関・部局との連絡を密に行うようお願いいたします。また、近年では環境や地域の歴史に対する関心の高まりを背景に、遺跡や史跡を生かしたまちづくりなどの動きも見られるところです。こうした多様な状況に応じた専門職員の配置についてもご配慮をお願いいたします。

また、県と佐渡市は共同で、佐渡金銀山の世界文化遺産登録を推進するための調査・研究を積極的に進めています。併せて、佐渡金銀山が県民にとって大きな誇りとなり、登録推進が地域の活性化につながるよう、各種講座や国際シンポジウムなどの普及啓発活動を行っていく予定です。

21 教員の資質能力の向上について

学校教育の成否は、まさに教員の指導力にかかっていると言っても過言ではなく、教員は、その職務遂行のため絶えず研修に励み、その資質能力の向上に努めることが求められています。

指導が不適切な教員に対する人事管理については、平成15年度から制度の運用を開始しましたが、教育公務員特例法の改正により、指導が不適切な教員に対して指導改善研修を行うことが義務づけられたことか

ら、具体的な申請手続や研修の実施方法を定めて、運用しております。

指導が不適切な教員に対する人事管理の重要性は、以前にも増して高まっており、市町村教育委員会におかれましては、教育事務所の管理主事や各学校の校長と綿密な連絡を図りながら、適切な人事管理を行うようお願いいたします。

また、教員評価制度は、教員の資質能力の向上と学校の活性化などを目的として実施するものです。平成19年度にはすべての学校を対象とした試行を行い、20年度から実施の段階へと進みました。この制度が教員をはじめとする教育関係者に十分理解され、制度の目的である教職員の資質能力の向上、学校の活性化が図られるよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

このほか、教員の資質能力の保持に係る制度として、教育職員免許法の改正により昨年度から教員免許更新制が導入されました。

免許管理者である県教育委員会といたしましては、これまで、制度全般の周知に加え、講習受講後の免許管理者への具体的な申請手続の周知など、更新制の円滑な実施に向けた業務を行ってきたところですが、その一方で、昨年、国から、教員の資質向上のための教員免許制度の抜本的な見直しに着手し、必要な調査・検討を開始することが示されるなど、制度の見直しに向けた動きが始まろうとしています。

ただし、国は、調査・検討の結論が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでは現行制度を継続するとしており、制度が継続している間は、定められた時期に講習を受講せずに、あるいは受講後の手続をせずに期限を過ぎてしまうと、教壇に立つことができないという大変大きな不利益が生じることになってしまいます。

市町村教育委員会におかれましても、この制度を取り巻く状況を正しく理解してい

ただくとともに、各学校や講習の受講対象者などに対する制度の周知を図っていただき、制度の円滑な実施にご協力いただくようお願いいたします。

22 教員採用検査の改善について

一昨年度からの改善を生かし、選考基準等の公表や結果の開示拡大等を進め、透明性、公平性を一層確保するようにいたします。今年度、新たに魚沼地域限定採用枠を設定し、慢性的な教員確保困難状況の解消に努め、中期的な視野で教員需給バランスの改善を図られるようにいたします。また、障害者特別選考についても継続して実施し、障害者雇用の促進に努めることとしております。

また、受検資格年齢枠を撤廃し、受検可能年齢を59歳未満とし、多様な人材の確保に努めます。

23 教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保と、多忙化解消に向けた取組について

(1) 教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保

教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保につきましては、これまでも機会あるごとに申し上げてきたことではありますが、昨年度は、20年度と比べて、懲戒処分の件数が約5分の4に、懲戒免職の件数が半分に減少いたしました。

県教育委員会では、20年度に懲戒免職の対象となるような悪質な事案が連続したことや、懲戒処分の件数が急増したことを受け、21年2月に、緊急の校長会を開催し、非違行為の根絶に向けた行動計画を策定し、協働して実践するよう要請いたしました。懲戒処分の件数等が減少したことは、各学校で行われた取組が一定の成果を上げたことによるものと考えております。

ただし、昨年度の懲戒免職は飲酒運転によるものが多く、また、速度超過違反の件

数も20年度と同数でした。懲戒処分や懲戒免職の件数は全体としては減少したものの、本人が少しでも注意しておれば重大な結果を引き起こさずに済んだものが多かったと考えております。

今後も、市町村教育委員会と連携しながら、教育への信頼回復に向けて全力を挙げ取り組んでまいりたいと考えておりますので、非違行為の根絶に向けて、さらなる指導の徹底をお願いいたします。

(2) 多忙化解消に向けた取組

教職員の服務と関連しますが、多忙化解消に向けた取組について申し上げます。

これまでも、調査・照会の削減・簡素化などの取組を行うとともに、勤務時間の適正管理や業務の精選・見直しをお願いしてきたところであり、学校でも、多忙化解消に向けた取組が進められていることと認識しております。

県教育委員会では、昨年度は、小学校校長会、中学校教頭会、小中学校教頭会など関係教育団体の代表者の方々からお集まりいただき、意見交換会を2回開催し、今後の取組の方向等について検討いたしました。今後、多忙化解消に向けたアクションプランをお示しする予定でおりますので、これをもとに教職員の多忙化解消に向けた一層の取組の推進をお願いしたいと考えております。

市町村教育委員会におかれましても、教職員が子どもたちと向き合う時間をできるだけ多く確保できるようにするとともに、教職員の心身の健康保持という観点からも、教職員の多忙化解消に向けた取組を一層推進されるようお願いいたします。

編集 新潟県教育庁総務課総務係
TEL 025-280-5584 FAX 025-285-3766
E-mail ngt500010@pref.niigata.lg.jp